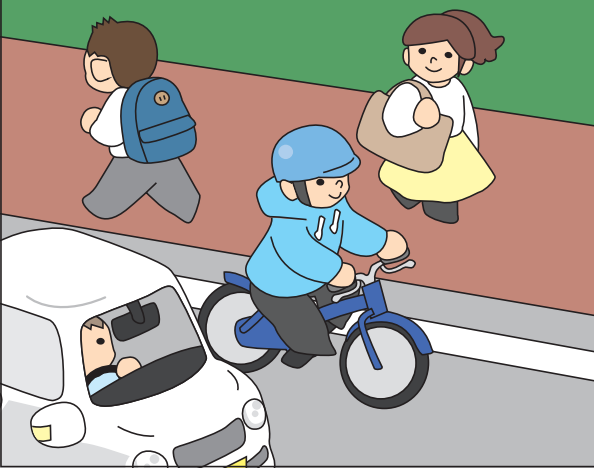




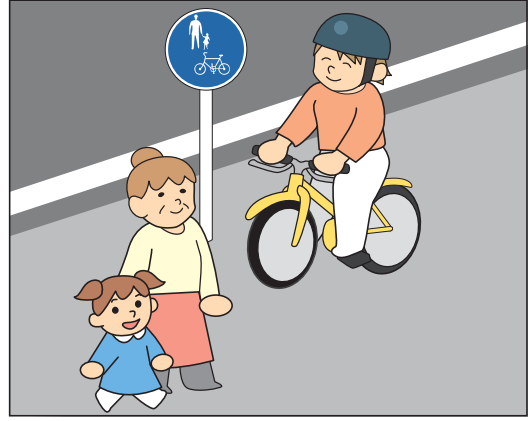
自転車の交通ルール!!

自転車は、車道が原則、歩道は例外

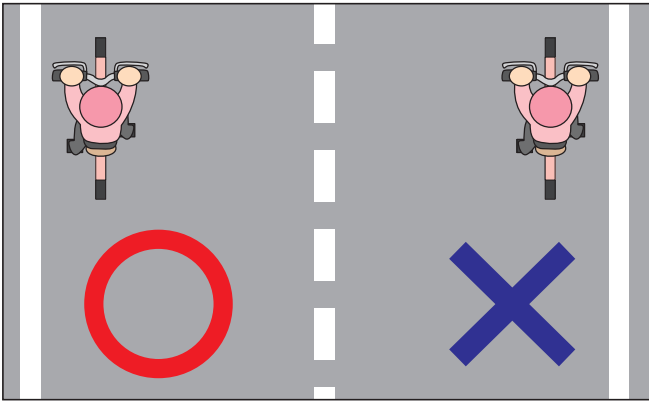


歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

※歩行者の妨げになる場合は、一時停止



車道は**左側**を通行

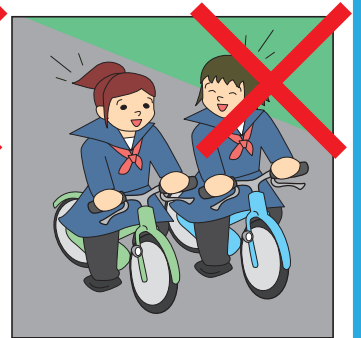


交通ルールを守る

飲酒運転は禁止 / 二人乗りは禁止 /
並進は禁止 / 夜間はライトを点灯 /
信号を守る / 交差点での一時停止と安全確認



飲酒運転禁止



並進は禁止

子どもはヘルメットを着用



夜間ライト点灯



一時停止

違反をすると、懲役や罰金が科される場合があります。

宮崎県警察・宮崎県

交通事故への対応



- 負傷者がいる場合は、電話番号 119 番で救急車を呼びましょう。
- 負傷者の有無にかかわらず、警察に電話番号 110 番で連絡しましょう。
- 自転車の運転者も警察官に事故状況を報告する義務があります。

乗車中の携帯電話は使用禁止!

携帯電話を手に持って通話したり、ボタン操作をしながら運転するのは禁止されています。



自転車保険入っていますか?



「宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、宮崎県内で自転車を利用する場合、自転車保険に加入しなければなりません!!